

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勤労印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	ルーガ州及びカオラック州中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	ルーガ州及びカオラック州中学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,164,000千円 H25.6.30まで	H24.6.12 ダカール (同日)	日本側 深田博史在セネガル大使 セネガル側 アマ・ボウ・カヌ経済・財政大臣	H24.6.27 226号
セネガル	貧困農民支援に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	290,000千円 H25.6.30まで	H24.6.12 ダカール (同日)	日本側 深田博史在セネガル大使 セネガル側 アマ・ボウ・カヌ経済・財政大臣	H24.6.27 227号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。